

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、市が設置する都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 市内の都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準及び市街地の都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準は、規則で定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 市長は、街区内に居住する者、近隣に居住する者、徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園を設置する場合においては、それぞれの利用対象者が容易に利用することができるように都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するものとし、その規模については規則で定めるものとする。

2 前項以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(建築面積の割合)

第5条 市長は、屋外における休息、散歩、遊戯、運動等の利用、緑地の確保及び災害対策その他都市公園の有する本来の機能を十分に発揮するため、都市公園には、できる限り建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)を建築しないものとする。ただし、都市公園の機能の増進に資する場合は、この限りでない。

2 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他の規則で定める特別の場合においては、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

(行為の禁止)

第6条 公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条、法第6条又は次条による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 公園の施設若しくは公園内の土地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) 指定した場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 指定した場所以外でたき火をすること。
- (9) はり紙、はり札その他広告物を表示すること。
- (10) 公園を用途以外に利用すること。

(行為の制限)

第7条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類すること。
- (2) 業としての写真、映画等の撮影をすること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上支障があると認めた行為

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、内容、期間及び場所又は公園施設その他市長の定める事項を記載して市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載して市長に申請しなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第8条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の施設)

第10条 公園施設のうち有料で使用させるものは、別表第1のとおりとする。

2 前項の施設の管理及び運営については、袋井市運動施設条例(平成17年袋井市条例第89号)の定めるところによる。

(公園施設の許可申請記載事項)

第11条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設置しようとする場合

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の名称及び数量
- オ 公園施設の外観及び構造
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ その他市長が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 公園施設の名称及び場所
- エ 管理の方法
- オ その他市長が必要と認める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

- ア 公園施設の名称及び場所
- イ 変更する事項及び理由
- ウ その他市長が必要と認める事項

(占用の許可申請記載事項)

第12条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園を占用する公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の外観及び構造
 - (2) 占用の目的及び期間
 - (3) 占用の場所、面積及び管理の方法
 - (4) 工事の実施方法、着手の時期及び完了の時期
 - (5) 都市公園の復旧方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
- (使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、公園を占用する場合は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、別表第2の規定により算定した額(同表備考3の規定により100円とする場合にあっては、100円とする前の額)に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が100円に満たないときは100円とする。

(使用料の徴収)

第15条 前条に規定する使用料は、許可の際徴収する。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第16条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が、自己の責めによらない理由によって利用できなくなったとき。
- (2) 利用者が利用日前5日までに利用の許可の取消しを願い出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。
(利用権の譲渡禁止)

第18条 この条例の規定により公園の利用の許可を受けた者は、その許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 許可条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第20条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第21条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を袋井市公告式条例(平成17年袋井市条例第3号)に規定する掲示場に掲示し、又は規則で定める方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第22条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第23条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等については、競争入札又は随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第24条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その措置を完了したとき。
- (5) 第19条の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。
(損害賠償の義務)

第26条 公園を利用し、又は使用する者がその者の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(公園の区域の変更及び廃止)

第27条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(準用規定)

第28条 第6条から第21条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

2 この条例は、市が設置し、及び管理する農村公園及び緑地等においても準用する。

(指定管理者による管理等)

第29条 別表第3に掲げる指定管理者に管理を行わせることができる公園(以下「指定公園」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条及び第19条第1項中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により指定公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定公園の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第2項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により指定公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定公園の管理を行うこととされた期間前に第7条第4項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第30条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第7条第1項又は第4項の規定による許可及び同条第5項の規定による条件の付与

(2) 第19条第1項の規定による許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更

(3) 指定公園の維持管理に関する業務

(4) 指定公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定公園の管理に関して市長が特に必要があると認める業務

(利用料金の納付)

第31条 第14条の規定にかかわらず、前条の規定により指定公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定公園の利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免等)

第32条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第33条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定公園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第6条(第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第7条第1項又は第3項(第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(3) 第19条第1項又は第2項(第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第36条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(両罰規定)

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の過料を科すことができる。

(罰則規定の適用)

第38条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の袋井市都市公園条例(昭和45年袋井市条例第12号)又は浅羽町都市公園条例(平成15年浅羽町条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

- 附 則(平成17年12月28日条例第190号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成20年6月27日条例第25号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成24年12月28日条例第34号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(袋井市運動施設条例の一部改正)
- 2 袋井市運動施設条例(平成17年袋井市条例第89号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

- 附 則(平成25年12月27日条例第62号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年6月29日条例第28号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和元年6月28日条例第3号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に許可を受けたものに係る使用料又は占用料の額は、なお従前の例による。
- 附 則(令和6年12月20日条例第41号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の袋井市都市公園条例別表第1に規定する原野谷川親水公園東側広場の利用に係る必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 別表第1(第10条関係)
有料の公園施設

公園名	有料公園施設
愛野公園	テニスコート
	野球場
	弓道場
	相撲場
堀越公園	多目的広場
原野谷川親水公園	東側広場

別表第2(第14条、第31条関係)
使用料

種別		使用料
公園を 占用する 場合	電柱その他これに類するもの	1本1年につき 1,200円
	変圧塔その他これに類するもの	1基1年につき 1,680円
	水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径30センチメートル未満 1メートル1年につき 110円
		外径30センチメートル以上 1メートル1年につき 230円

	通路、鉄道、軌道その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル1年につき 1,680円
	郵便差出箱又は公衆電話所	1箇所1年につき 1,680円
	その他の占用物件	1平方メートル1月につき 180円
行為を行う場合	業として行う写真撮影	1台1月につき 2,450円
	物品販売、募金、興行、競技会、展示会その他これらに類すること。	1平方メートル1日につき 40円
公園施設を設け、又は管理する場合		1平方メートル1年につき 2,260円

備考

- 1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートル又は1メートルとみなす。
 - 使用料の額が年額で定められている物件に係る設置、管理又は占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算し、使用料の額が月額で定められている物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
 - 1件の使用料の額が、100円に満たないときは、100円とし、100円未満の端数があるときは、その端数は、100円とする。
 - 支柱又は支線は、1本、H柱は、2本とみなす。
- 別表第3(第29条関係)
- 指定管理者に管理を行わせることができる公園

公園名
愛野公園 堀越公園 月見の里公園 原野谷川親水公園